

第 2 期犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策・事業
の実施状況に対する評価（案）

平成 30 年 7 月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部
くらし安全交通課

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携

(1) 総合的支援体制の整備

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

第2期推進計画

- 事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受け取ることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付
- 様々な機会を通じて、サポートステーションの存在や活動内容を周知するための効果的な広報を行います。
 - ・市町村等と連携した広報の強化
 - 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・ホームページの見直し・充実
 - サポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・鉄道駅など不特定多数の女性が利用する化粧室への広報用カード、ステッカーの設置の拡大

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：904 件 ・支援：1,117 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：1,037 件 ・支援：966 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：922 件 ・支援：1,044 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：986 件 ・支援：2,234 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談 月～土・9:00～17:00 ・支援 法律相談、カウンセリング、検察庁・裁判所等への付添い、一時的な住居の提供、生活資金貸付等)</p>
<p>○サポートステーションを周知するための広報を実施 ・県のみ、ツイッターでの広報（各1回） ・ホームページリンク 12 市 6 町 ・市町村広報紙での広報 2 市 3 町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 4 市 など</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・県のみ（2回）、ツイッターでの広報（5回） ・ホームページリンク 11 市 6 町 ・市町村広報紙等での広報 3 市 1 町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 3 市 など</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のみ（1回）、ツイッター（2回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11 市 6 町 ・市町村広報紙での広報 1 市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（10 市 4 町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のみ（2回）、ツイッター（3回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11 市 6 町 ・市町村広報紙での広報 1 市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（15 市 7 町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信、県のみ、ツイッター、ホームページ、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・コンビニエンスストア、市町村等他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>

＜サポートステーションにおける相談・支援実績＞

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数		904	1,037	922	986
支援件数		1,117	966	1,044	1,272
支援内訳	法律相談	239	196	246	199
	カウンセリング	83	112	73	120
	検察庁、裁判所等への付添い	786	644	710	951
	一時的な住居の提供等	9	14	14	2
	生活資金貸付	0	0	1	0

*上記以外に警察による支援も実施。29年度、警察（心理員）による支援を含めた件数では、支援件数 2,234 回、カウンセリング 696 回、付添い支援 1337 回。

実施状況に対する評価

- 犯罪認知件数は減少傾向にある中で、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援の実績は着実に増加しており、支援につながる被害者が増加していると考えられ、取組状況については評価できる。
- 一方、サポートステーションに設置している県総合相談窓口への相談件数は、ほぼ同水準で推移しているが、全市町村に犯罪被害者総合対応窓口が設置されたことや、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の開設、法テラス、県弁護士会などの相談窓口もあることから、被害者等がどこに相談しても、サポートステーションなどの支援が受けられるよう、引き続き連携を図る必要がある。
- また、サポートステーションを周知するための広報については、県のたより、コンビニへのポスターの貼り出し、ツイッターのほか、市町村との連携による広報を実施している。しかし、平成 28 年 10 月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、サポートステーションの存在を知っている県民は、13.1%と 2 割に満たない。前回の調査（平成 26 年度調査。9.7%）よりは増加しているものの依然としてサポートステーションの存在を知らない県民が多く、周知はまだ十分でない状況である。
- 県民に向けた周知について継続的に行うとともに、周知の方法について一層の工夫が必要である。

② 性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備

第2期推進計画

- 性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できるよう、24時間対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットライン（相談電話）を設置し、相談体制の充実を図ります。
- 産婦人科の医療従事者向け研修や情報提供等を通じて、医療機関の対応の充実や相談窓口と医療機関の連携強化を図り、関係機関と連携して、総合的な支援を提供します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を平成 26 年 4 月 1 日に開設・運営</p> <p>相談件数 2,024 件</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 2,710 件</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 1,802 件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かながわかならいん」（以下「かならいん」という）を平成 29 年 8 月 1 日に設置し、運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関への付添い支援、法律相談等を実施</p> <p>相談件数 1,440 件 (かならいん 884 件) 支援件数 41 件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関等への付添い支援、法律相談等を実施</p>
<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カードの作製配布 ・リーフレットの作製配布 ・電車内ドアステッカー広告の実施など 	<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレットの作製配布 ・バス・タクシーの車内広告の実施 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施など 	<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など 	<p>○「かならいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など 	<p>○「かならいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など
<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療機関向け手引き「性犯罪被害者への対応について」の改訂・配付（H27.2） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H27.2.19） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H28.1.28） ・協力病院における職員向け研修の実施（H28.2.10） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H29.2.23） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催（H30.3.1） ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（3 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H30.2.22） ・研修用 DVD 作成（医療従事者向け、支援者向け） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催 ・ニュースレター「メディカル通信」による協力病院等への情報提供 ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施
<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害相談窓口関係機関連絡会議の開催（H26.6.20、H26.11.7） ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックの作成を検討 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックを作成（H27.4） ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H27.12.15、H28.1.29、H28.3.22） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H28.6.18、H28.9.27、H28.11.24、H29.3.8） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H29.6.21、H29.10.6、H30.1.26） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

実施状況に対する評価

- 平成 26 年 4 月 1 日に 24 時間 365 日、性犯罪・性暴力被害専用の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（相談電話）を開設し、これまで、どこにも相談できなかった被害者が、いつでも安心して匿名でも相談できる相談体制が整備された。
- 平成 29 年 8 月 1 日にはそれまでのホットラインでの相談業務に加え、医療機関での受診、法律相談、カウンセリング等の支援を行う「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター かならいん」（以下「かならいん」という。）を開設し、警察への被害の届出を躊躇している被害者に対しても適切な支援を行う体制が整ったことは評価できる。
- 「かならいん」は、継続して認知度を上げていくことが重要であり、広報には引き続き、力を入れていく必要がある。
- 実際の支援メニューを持ったことから、顔の見えない電話での相談から、実際の支援につながるための、職員や相談員の更なる専門性の向上が必要である。
- また、医療機関での被害者への適切な対応や、被害者が必要な支援につながるができるような市町村等窓口での対応などを進めるため、関係機関との連携、協力をさらに深める必要がある。
- 平成 29 年 7 月の刑法改正により、強姦罪から強制性交等罪となり、被害者は女性に限られなくなった。今後多様な性に対応できるよう相談支援体制の充実が望まれる。

③ 緊急支援態勢の整備

第2期推進計画

- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行う態勢を整備します。
- 重大事案発生に備えた事例検討の実施

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、大規模被害者支援事案発生時の対応についてシミュレーション方式で検討(H26.6) ・消防、医療等関係機関と連携し死傷者多数交通事故対応合同訓練を実施(H26.5) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各委員の役割について再認識した。(H27.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各委員の役割について検討した。(H28.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制構築のためのメンタルサポートチーム特別部会開催の承認を得た。(H29.6) ・メンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的被害者支援体制、編成委員の見直しを検討した。(年度内4回) ・各警察署の被害者支援ネットワークにおいて特異事案発生時の円滑な被害者支援の重要性について周知を図った。 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会のメンタルサポートチーム特別部会において検討した支援体制等について承認を得る。 ・各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を図る。

*神奈川県被害者支援連絡協議会：被害者の支援に関わる行政機関、民間団体等により構成
(事務局：県警察本部警務部警務課)

実施状況に対する評価

- 平成 26 年度には、警察において、死傷者多数交通事故対応の合同訓練が実施されていたことは、津久井やまゆり園事件での支援本部の円滑な設置につながったと考えられ、評価できる。
- 津久井やまゆり園事件における被害者支援活動を踏まえ、神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチームの在り方について、検討を行い、チームの招集を迅速に行えるよう改善したことやチームの強化を図るべく精神保健部門の会員をチーム員に新たに加えたことは評価できる。
- 各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を引き続き図っていく必要がある。

④ 緊急支援の推進 **新**※

第2期推進計画

- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
			<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、有事に備え継続して支援体制を確立した。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行った。</p>	<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施する。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行う。</p>

実施状況に対する評価

- 津久井やまゆり園事件における県警察の支援本部設置、かながわ犯罪被害者サポートステーションの対応、県保健福祉局の精神保健部門を中心とした、こころのケアの支援については、条例の規定に基づいて対応することができた。
- 今後、別の重大事案が発生した場合に、県警察の支援体制とサポートステーションが密接な連携をとり、事案の内容に応じ、県の精神保健部門等、関係部局とも連携しながら、迅速に支援を行う必要がある。
- また、被害が、夜間や休日に発生した場合の対応や、路上でのいわゆる通り魔事件、大規模な交通事故など、事案の内容に応じ、地元市町村や関係する機関と連携した支援態勢づくりが望まれる。

※ **新** は、平成 29 年 8 月の計画修正において新たに施策として位置付けた取組

(2) 地域における支援体制の整備

① 市町村の取組支援と連携の推進

第2期推進計画

全ての市町村に犯罪被害者等のための総合的な対応窓口が設置されるよう、情報提供や研修などを通じて、市町村の取組を支援します。

また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。

- ・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
- ・市町村職員研修の充実
- ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
- ・支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催 (H26. 10. 31～ H26. 11. 6 3地区で開催)	○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催(H28. 2. 18)	○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催 (H29. 1. 23)	○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催 (H30. 2. 1)	○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 ・市町村主管課長会議の開催
○市町村の取組の支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議を開催 (H26. 7. 15、 H27. 1. 20)	○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H27. 5. 12、 H28. 2. 18) ・「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の発行 (H28. 3月)	○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H28. 6. 21、H29. 1. 23)	○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H29. 5. 31、H30. 2. 1)	○市町村の取組を支援 ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催
○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施	○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施	○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施	○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施	○個別相談事案における連絡調整を実施 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施

実施状況に対する評価

- 情報提供や研修等を通じた県の支援もあり、平成 26 年度に、県内全市町村に犯罪被害者施策担当窓口及び総合的対応窓口設置が達成されたことは評価できるが、被害者等が支援機関の存在を知らない場合、まず、相談に行くのは、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられるので、市町村の取組み支援は非常に重要である。
- 平成 27 年度には、茅ヶ崎市が条例を制定したほか、横浜市で条例を検討中など、市町村の取組みは着実に進んでいるが、市町村により、施策への取組状況はまちまちであり、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村に対しては積極的に支援を行う必要がある。
- 被害者等が支援機関の存在を知らない場合、まず、相談に行くのは、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられる。
- 県では、市町村の対応窓口での対応を支援し、サポートステーション等の支援機関と連携するため、「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成したほか、市町村職員を対象とした研修等を実施しているが、引き続き、市町村との連携強化に向けた取組みや市町村の取組み支援を進めていく必要がある。

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

第2期推進計画

各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。

- ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <p>・大規模被害者支援事案が発生した場合の支援についての事例検討等を実施（47署）</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <p>・大規模被害者支援事案が発生した場合の支援についての事例検討等を実施（47署）</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <p>・犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、大規模被害者支援事案発生時における取組や地域でできる被害者支援の必要性等についての事例検討等を実施（50署）</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <p>（52署）</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p>

<警察署被害者支援ネットワーク> ※各警察署単位で設置

目的：警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

構成員：警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

実施状況に対する評価

- 各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されている。
- 引き続き、普及啓発活動等、ネットワークの活動を促進する必要がある。

(3) 支援関係機関の連携

① 支援関係機関ネットワークの充実

第2期推進計画

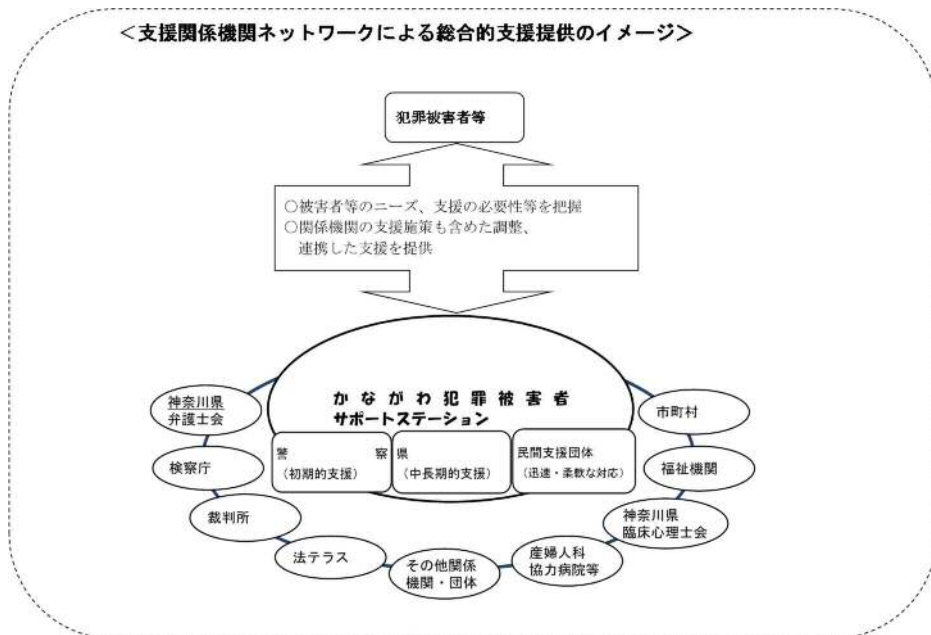
支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

- ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等）
- ・ 性犯罪・性暴力に関連する様々な窓口の担当者による連絡会議の開催（事例検討等）

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H26. 10. 31)</p> <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口を所管する機関の連携会議を開催 (H26. 6. 20、H26. 11. 7)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H27. 11. 17)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H29. 3. 24)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H30. 1. 11)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p>

<支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ>



実施状況に対する評価

- サポートステーションを中心とした、支援関係機関のネットワークの充実については、会議の開催などを通じて、サポートステーションにおける支援の内容や、関係機関の取組みについて、情報の共有が図られてきている。
- 今後さらに、サポートステーションと、虐待、いじめ等さまざまな専門的な支援に取り組む関係機関との連携を深め、情報共有を図っていく必要がある。

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

第2期推進計画

当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。

また、貸付を必要とする被害者等が利用しやすいよう、貸付対象などのわかりやすい広報に努めます。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 1 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用
○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施

<生活資金の貸付制度>

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100 万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30 万円

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の貸付制度を運用しているが、新規貸付の実績が少ない状況である。
- しかし、貸付申請から比較的短期間で貸付が行なわれていることや、貸付け対象を国の制度よりも幅広にしていることから、犯罪被害に遭ったことで生じる不測の経費等を一時的に補うことで、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するという役割を果たしており、引き続き運用していく必要がある。
- また、生計の維持を担っていた方が亡くなったり、体調を崩して退職せざるを得ない状況となるなどして、被害者等の生活が行き詰まっている場合には、貸付の利用ではなく、生活困窮者自立支援制度等の福祉制度の利用につなげる必要がある。

② 犯罪被害給付制度の周知等

第2期推進計画

犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

実施状況に対する評価

- 県警察においては、犯罪被害者等支援キャンペーン等において犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、申請対象者等への適切な案内を行っている。

⑥ 市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供

第2期推進計画

被害者等の状況に応じて利用が可能な各種福祉制度等について、市町村等関係機関と連携し、適切な情報提供に努めます。

- ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおいて被害者等に対し、必要に応じて市町村における福祉制度等の案内を行っている。

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施 **修**

第2期推進計画

犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、被害者等が抱える法的な問題について、被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○弁護士による無料法律相談を実施</p> <p>・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 239回</p>	<p>○弁護士による無料法律相談を実施</p> <p>・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 196回</p>	<p>○弁護士による無料法律相談を実施</p> <p>・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 246回</p>	<p>○弁護士による無料法律相談を実施</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。</p> <p>・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 199回</p>	<p>○弁護士による無料法律相談を実施</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。</p> <p>・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施</p>

*NPO 法人神奈川県被害者支援センターによる法律相談を含む。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等は、これまで経験のない、刑事裁判への参加等の様々な刑事手続きに関与することになるため、被害者等支援に精通した弁護士による法的支援は極めて重要である。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を県が負担するしくみとなっており、犯罪被害者等の支援に大きく寄与している
- また、被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判まで担当することも可能であり、被害者にとっては大変効果的な支援となっている。
- 死傷者が多数に上る事案などについて柔軟に対応しているが、実際に発生した場合にどのような対応ができるか整理しておく必要がある。

※ **修** は、平成 29 年 8 月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

(3) 日常生活の支援

① 直接（付添い）支援の提供

第2期推進計画

犯罪被害者等が、被害を受けたことにより日常生活に支障をきたさないようにするため、公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーション(NPO 法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 786 回	○サポートステーション(NPO 法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 644 回	○サポートステーション(NPO 法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 710 回	○サポートステーション(NPO 法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 951 回	○サポートステーション(NPO 法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等
○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 435 回	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,194 回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,206 回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,762 回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおいては、神奈川被害者支援センターの支援員が、法律相談や検察庁、裁判所等への付添い支援を実施しており、県は補助金による財政的な支援を行っている。
- また、県警察においては、警察官や心理員が付添い等の支援を行っている。
- 支援員が付き添うことにより、犯罪被害者等の不安を和らげることができ、裁判参加等への精神的な負担を軽減するうえで、大変効果的な取組である。
- サポートステーションでは、平成 27 年度には年間 644 件であったが、平成 29 年度は 951 件となり、付添い支援の伸びは大きい。これは刑事裁判における被害者参加制度が定着してきたものと評価される。付添い支援は、被害者の権利を担保するために重要な支援であることからの充実・強化について検討する必要がある。

② 生活支援を担うボランティアの育成

第2期推進計画

市町村や地域で活動する団体とも連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、被害者等支援についての研修を行うなど、家事・育児の手伝い等の生活支援を行うボランティアを育成します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施予定	平成 29 年度の実施予定	平成 30 年度の実施予定
<p>○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への照会等 	<p>○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への照会等 	<p>○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアへの意向調査の実施 	<p>○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアへの意向調査の実施 	<p>○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施</p>

実施状況に対する評価

- 犯罪等の被害をうけると、当日から、家事・育児が手につかない、何をしたら良いか分からない等、日常生活に支障が出ることから、身の回りの支援（家事、育児、介護、買い物等）を行う支援者が関わり、支援を行うことが望まれる。
- 県が、市町村を対象に、犯罪被害者等に生活支援を行うボランティア団体として活動の可能性のある団体を調査したところ、そのような団体は把握されておらず、具体的な取組には至っていない。
- また、独自の条例を制定した茅ヶ崎市においては、家事・育児等の生活支援について、ボランティアではなく、ヘルパーを派遣する制度を設けている。
- 今後、市町村や地域で活動する団体と連携しながら、生活支援のあり方等について、さらに検討する必要がある。

③ 支援ボランティア登録制度の運用

第2期推進計画

支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。

なお、生活支援ボランティアの育成を行うのにあわせて、ボランティアの区分を見直し、「直接支援ボランティア」、「生活支援ボランティア」、「普及啓発ボランティア」の3区分とします。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 112名 (H27.3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 121名 (H28.3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 119名 (H29.3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H28.10.22)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 96名 (H30.3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H29.10.21)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ○登録ボランティアを対象にした研修を実施

<犯罪被害者等支援ボランティア登録制度>

現在のボランティアの種類等は次のとおり

種類(区分)	活動内容	登録条件等
直接支援ボランティア	裁判所等への付添などの支援を行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
生活支援ボランティア	簡単な家事の手伝いを行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
普及啓発ボランティア	キャンペーンなど県等が行うイベントに参加し、普及啓発活動を行う。	16歳以上で意欲のある方

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援を担うボランティアについては、現在、普及啓発ボランティアと直接支援と生活支援のボランティアを統合した、直接・生活支援ボランティアの2つの区分で登録を行っている。
- 普及啓発ボランティアは、現在、被害者等支援キャンペーンへの参加にとどまるなど、活動の機会が少ないことから、市町村の普及啓発事業への参加など、活動機会の拡大や、研修機会の提供、若い世代のボランティア参加獲得の取組など、活動の活性化を図る必要がある。
- 直接支援ボランティアについては、引き続き登録を行ない、活動を支援する必要がある。
- 生活支援ボランティアの育成についての検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討する必要がある。

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 修

第2期推進計画

犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、被害者等へのカウンセリング事業のノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、カウンセリングを実施します。

また、カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげていきます。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 83回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 112回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 73回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 120回 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。
○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介
○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 547回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 416回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 481回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 576回	○県警察によるカウンセリングを実施

実施状況に対する評価

- サポートステーションの支援として、県委託により神奈川被害者支援センター登録のカウンセラーによるカウンセリングを実施（10回まで無料）している。また、県警察では、心理員が、精神的被害の大きい被害者及び親族に対し、カウンセリングを含めた支援を行っており、それぞれ、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与している。
- また、精神的な医療が必要なケースについては、保健所等の関係機関の紹介を行っている。
- 国においてカウンセリング等心理療法費用の負担軽減を図る制度が整備された（平成28年度）が、精神的な医療が必要なケース等、犯罪被害者等のニーズに応じて、もっとも適切な制度が利用できるようにする必要がある。
- サポートステーションのカウンセリングについては、事案等の状況に応じ実施回数について例外の運用も行うこととしているが、精神保健関係機関や精神科医療機関等との連携も深め、適切な支援につなげていく必要がある。
- 国（警察庁）において新たに整備された制度を活用した、県警における精神的な医療に要する経費についての支援は評価できる。今後も継続していく必要がある。

※ 修 は、平成29年8月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

② 自助グループの紹介

第2期推進計画

民間支援団体とも連携し、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支えあっていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットライン及びかならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、かならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介
○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施

実施状況に対する評価

- サポートステーションやホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介しているが、把握している自助グループは非常に少なく、適切なグループの情報が提供できない場合がある。
- 犯罪被害者等の自助グループの設立や運営に関する支援について検討する必要がある。

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

第2期推進計画

被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：3件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：0件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供

実施状況に対する評価

- サポートステーションの支援として、被害直後の緊急避難場所（ホテル等。原則3泊まで）の提供を行っている。
- 自宅が被害現場になった場合など、一時避難できる場所を提供することは、被害者の精神的かつ身体的な負担の軽減となっているが、一時避難後の住居の確保が困難な場合もある。

② 住居の確保への支援

第2期推進計画

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○公営住宅の一時使用のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 	<p>○公営住宅の一時使用のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 	<p>○公営住宅の一時使用のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件(利用決定1件) ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 	<p>○公営住宅の一時使用のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼 	<p>○公営住宅の一時使用のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等のニーズに応じ、県営住宅の一時使用による支援を提供 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼
<p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 7件 	<p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 11件 	<p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 12件 	<p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 2件 	<p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施

実施状況に対する評価

- 県では、比較的利便性の高い県営住宅を2戸確保しており、最長1年間まで居住することができるが、平成26年度以降利用実績がないことから、被害者等が利用しやすくなるよう、工夫する必要がある。
- 市町村営住宅の優先入居や一時使用等については、引き続き市町村と連携して取り組む必要がある。
- 民間賃貸住宅に関する情報提供は、2団体と協定を締結し、物件の情報提供を行っており、必要性の高い取り組みであるが、条件に合う物件が少ない場合もあることから、より多くの情報提供ができるような方法を検討する必要がある。

3 県民・事業者の理解の促進

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

第2期推進計画

安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。

- ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
- ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする26年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明(H26.4.24) 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする27年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明(H27.4.27) 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする28年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明(H28.4.25) 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする29年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明(H29.4.24) 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする30年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明(H30.4.23)
<p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やかならいんの広報への協力等を依頼 	<p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やかならいんの広報への協力等を依頼

<神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等161団体

実施状況に対する評価

- 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会には、地域団体、事業者、行政機関など県内158団体が参加し、犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとして、県民運動を展開しており、県民等の理解促進に向け、成果をあげている。

② 被害者等への理解についての普及啓発の推進

第2期推進計画

犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。

また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。

- ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
- ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H26.11.15～ H26.11.27 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数:約 13,000人 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H27.11.2～ H27.11.27 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数:約 14,500人 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H28.11.18～ H28.11.29 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数:約 18,500人 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H29.11.5～ H29.11.28 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数:約 11,750人 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察
<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p>
<p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回 	<p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 9回 	<p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回 	<p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回 	<p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p>

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動、大学等への理解促進の出前講座等を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。

③ 犯罪被害者等理解促進講座の実施

第2期推進計画

- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、既存の教材（DVD など）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 4回（3市） 参加人数 540名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回（1大学・3専門学校、1地域団体） 参加人数 720名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回 参加人数 20名 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 6回（5市）、参加人数 681名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 5回（1大学・1専門学校、3団体等）、参加人数 277名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 11名 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 584名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 3回（1専門学校、2地域団体）、参加人数 160名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 13名 ・その他の普及啓発事業 5回、参加人数 194名 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 422名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 4回（1大学、3地域団体）、参加人数 136名 ・その他の普及啓発事業 1回、参加人数 40名 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p>
<p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 84回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 602点 	<p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 95回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 235点 	<p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 70回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 377点 	<p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 83回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 1,782点 	<p>○中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p>

実施状況に対する評価

- 理解促進講座は、市町村や大学、団体等と連携し、平均年間約 950 人が参加して実施されている。中高生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」については、被害者等を講師として、平均年間約 80 校で行なわれており、被害者等への理解の促進に有益な取り組みである。
- 犯罪被害者等が、周囲の無理解や心ない言動により二次被害を受けることがあるが、近年は、インターネットを通じて被害者の個人情報や拡散されたり、事実と異なる内容が流布される場合があり、それらの情報の削除が困難であるため、被害が拡大したり、長期にわたったりしている。
- このような現状を改善するためには、一人でも多くの県民や事業者に、犯罪被害者等の置かれた状況や心情についての理解を広げる必要がある。

4 被害者等を支える人材の育成

(1) 被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

第2期推進計画

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付き添う直接支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H26. 7. 4～H26. 9. 19 10 日間) 受講者 15 名 ・上級編 (H26. 11. 7～H27. 1. 23 10 日間) 受講者 14 名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H27. 7. 3～H27. 9. 18 10 日間) 受講者 26 名 ・上級編 (H27. 11. 6～H28. 1. 15 10 日間) 受講者 23 名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H28. 7. 1～H28. 9. 16 10 日間) 受講者 12 名 ・上級編 (H28. 10. 28～H29. 1. 13 10 日間) 受講者 15 名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H29. 7. 7～H29. 9. 22 10 日間) 受講者 21 名 ・上級編 (H29. 10. 27～H30. 1. 12 10 日間) 受講者 16 名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p>

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座は、初中級・上級各 50 時間と、他の都道府県と比較して充実したカリキュラムとなっている。